

2 MIS 法の特徴

戦後の英国ではさまざまな貧困測定方法が研究されてきた。それらを便宜的に分類して示せば、①合意形成アプローチを用いた社会指標によって貧困を測定する方法、②社会的排除を測る指標を用いて貧困を測定する方法、③主観に基づく尺度を用いて貧困を測定する方法、④ある程度の所得水準、すなわち所得閾値を設定して貧困を測定する方法、⑤基準となる生活費を作成するアプローチ、である[Pantazis et al., 2000]。

実際の試算では、①～⑤のいくつかの方法を組み合わせており、それは唯一の測定方法はないという考えの浸透をうかがわせる。MIS 法も近年英国で用いられてきた方法のよい点を複合的に取り入れて独自の方法を開発している。そのひとつは、ヨーク大学の Family Budget Unit (FBU) が用いてきた資料、栄養や光熱費に関する専門家の知見、消費者への質問紙調査、生産者からの情報(物の耐用性など)、消費データや支出データなどを活用する方法である。これは伝統的な生活費アプローチの改良版である。もうひとつは、ラフバラ大学の Consensual Budget Unit (CBU) がおこなってきた、様々な種類の世帯で生活する一般の人びとの意見を取り入れて、何が最低限必要かを定める方法である。これは合意形成アプローチである。

貧困測定は、「何」を貧困の基準として用いるかということと同時に、「誰」がそれらを決定するか、という問いを扱わなければならない。特に「誰が決めるか」は重要な課題である[Lister, 2004:43-50]。FBU も CBU もともに、最低限必要なモノを指標とし、それを用いて確定する生活費を基準とする点は同様であった。両者の手法を融合したポイントは、最低限必要なモノを、「誰が決めるか」ということにある。

MIS 法は、一般市民によって構成された、何段階かのフォーカス・グループ(グループ・ディスカッション)の方法で必要財やサービスを合意し、その合間に専門家・研究者がそれぞれの調査結果を協議および検証する過程を段階的に実施する。専門家の見解を一般市民の意見に基づいて調整しながら、同時に一般市民の意見を専門知識や研究成果に基づいて検証している。従来の研究では専門家・研究者が引き受けていた決定する役割を一般市民に任せているのである。

3 英国版 MIS の意図

以上のように、MIS 法は貧困基準策定のための最低生活費アプローチと合意形成アプローチの融合として位置づけられるが、実は、英国の MIS 策定チームは、MIS が貧困基準であるという見解をとっていない。MIS 策定チームがつくる HP¹には、次のような Q&A が掲載されている。

Q:MIS とは、新しい貧困線なのか？

A:貧困を定義する方法にはさまざまなものがあって、これが唯一正しい閾値だというものではない。とはいえ MIS は、有効な基準点 (benchmark) として用いることができる。MIS 以下に陥るとは、一般の人びとが考える社会に参加するのに十分なことができ、十分

¹ 英国版 MIS プロジェクトチームが作成するホームページ <http://www.minimumincomestandard.org/index.htm> を参照のこと。

なものを持つことができなくなることを意味するからである。おそらく最も重要な発見は、所得中央値の 60%以下という既存の貧困基準に該当するほとんどすべての人が、MIS 以下だということである。したがってこの調査は、所得中央値の 60%という貧困線以下で生活する人々が本当に見逃されていることを示すのに役立つものである。

率直に言ってこの答えは分かりにくいものだが、ともあれ、MIS が貧困線である、と明言していない。なぜこのような立場を取っているのか、その理由を考えながら、MIS 策定の意図を探ってみたい。

MIS が貧困線であると明言しない理由としてまず考えられることは、回答でも触れられているように、貧困を定義し測定する方法がさまざまなことである。歴史上、「貧困」の定義や基準が明確に合意されたことはない。英国政府が用いてきた貧困線も多様である。ただし、近年では政策基準とは別個に、「所得中央値の 60%以下」を公式の貧困線としている。MIS はこれらの貧困基準に代替するものとして提示し、他の基準と論争する煩わしさを避け、それらの参照基準として役立つはずだ、という考えがここにあると考えられる。

さらに、MIS のような市民グループによる合意形成という調査手法は、市民の日常生活の経験から、具体的な最低生活の必要を具体的なモノやサービスを積み上げる形でなされることになるため、たとえば相対比較による貧困基準のリアリティのなさを補うことができる。実際、MIS 法の構想時よりアドバイザーを務めている John Veit-Wilson は、MIS は所得中央値の 60%水準の具体的内容、つまり、そこにどのようなモノやサービスが含まれるかを明らかにすることが一つの目的であったと述べている²。ただし、上記回答にある「所得中央値の 60%以下という既存の貧困基準に該当するほとんどすべての人が、MIS 以下だということである。したがってこの調査は、所得中央値の 60%という貧困線以下で生活する人々が本当に見逃されていることを示すのに役立つものである」という表現は。たまたま英国での結果がそうなたただけで、MIS という手法がつねに相対所得基準以下の人々を把握できるかどうかは、わからない。

また、おそらく、MIS 法は、あくまで少人数のフォーカスグループの議論を基礎とした質的調査であり、貧困のレベルというよりは内容を意味することを強調したかった、ということかもしれない。ここでは、一本の貧困線というよりは、年齢、性別の異なった個人の組み合わせとしての、世帯類型ごとに生活費を導き出すことに、強調点がおかれている。ちなみに本特集第 3 論文で詳しく述べるように、英国 MIS では、15 類型の個人を仮定し、その組み合わせでさまざまな世帯類型の生活費を算出する。MIS は、英国に住むあらゆる世帯類型の 79%程度に適用可能であるという [Bradshaw et al. , 2008]。

4 日本の最近の最低生活費研究

日本には最低生活保障を目的とした生活保護があり、その基準は政府公認の最低生活費

² 筆者が 2010 年 9 月 8 日ニューカッスル大学で実施したインタビュー調査による。なお、これらの英国教授へのインタビュー調査は、『流動社会』における生活最低限の研究：『合意に基づく』基準生計費策定プロジェクト（文部科学省科学研究費補助金基盤研究 C 2010～2012 年度）による。

＝貧困である。生活保護の歴史上では、生活保護基準が最低生活費であることの根拠、正当性が繰り返し問われてきたが、明確な結論を得られないまま、基本的に法制定当時の制度を維持してきて今日に至る。法制定から 60 年以上経って社会保障制度が充実し、さらにそれらの制度再編が模索されるなかで、生活保護が守ってきた最低生活がどのような意味をもつものかがあらためて問われる状況になっている。この 2000 年代以降の状況下で、日本でもいくつかの最低生活費研究がおこなわれてきた。それらの研究は、生活保護基準を意識しながらも、現代社会における最低生活費を一から論じる意図を共有している。

本節では、これらの最近の研究のうち、3 つの調査結果を取り上げ、日本版 MIS と比較する。日本版 MIS は、2010 年度については勤労世代単身男女と子ども（5 歳、小学 5 年生、中学 3 年生男女）の最低生活費を算出したが、他の研究と比較する関係上、勤労世代単身男女のみ取り上げる。

(1) 金澤・労働総研の試算

第一は、金澤誠一と労働総合研究所による理論生活費（マーケットバスケット方式の改良版）による試算結果[首都圏・単身 20 代]である。金澤は、当初京都総評と共同で、マーケット・バスケット方式による最低生活費の試算を行ったが（京都総評 2006）その後も労働総合研究所と協力して首都圏や東北での試算を実施している。ここでは 2008 年に首都圏 4 地域（東京、埼玉、神奈川、千葉）で実施された 9 パターンの世帯類型の試算のうち、20 代単身世帯の試算を用いる。

この試算は、事前に労働組合員や地域団体のメンバーに対して、持ち物財調査、生活実態調査を実施することで、理論生活費の恣意をできるだけ排除している点に特徴がある。持ち物財調査では 7 割の保有のものを理論値に加えており、その購入先も調査で確かめ価格算定を行っている。また、光熱水費は全消データから推定したとされている。食費は家計調査の品目分類を用い、年収第 I・五分位階層の、卵、牛乳、果物などの品目 100g あたりの消費単価を、女子栄養大学香川式 4 点法に基づいて算定している。このように、マーケット・バスケット方式とはいえ、実態を反映させる手法を取り入れ、かなりの改良を行っているが、理論生活費はすべての財を耐用年数に従って 1 ヶ月あたり価格に直し、これをすべて含めているために、一定のストック形成の上に実施されている実際の生活費より膨らんで見える。家賃も同様に、更新料ないしは敷金礼金を契約月で割ったものを含めるのが普通である。他方で同じ理由から、高額な財を購入するなど実際に支出した月の生活費よりは小さくなる可能性もある。つまり、マーケット・バスケット方式は、長期家計が前提にあり、実際は原価償却のための予備費（貯蓄）として計上されるべきものが消費支出の中に含まれてしまうのである。なお、金澤らの試算では、上のような予備費の繰り入れに加えて、さらに消費支出額の 1 割を予備費として計上しているが、ここではそれは含めないで、消費支出の範囲で比較する。

(2) 実態家計方式

他方で、理論生活費ではなく、実際の家計データから実態家計を把握し、その実態家計の中にある「法則性」を見出して、そこから最低生活を裁定するという方法がある。ここではこのような手法で取り組んだ、岩田・村上の試算結果を取り上げる。

実態家計方式は新しいものでなく、たとえば、所得が低下すると、収入に占める食費割

合が増大する、という有名なエンゲル法則を利用した最低生活費の裁定方法がそれである。このような収入と費目別支出との直線関係について、日本では、戦時中から敗戦直後にかけて、「エンゲル法則の逆転」と呼ばれる現象に注目が集まった。これは、収入が低下してもエンゲル線が直線的に上昇せず、エンゲル線が停止または変曲してしまう現象であり、籠山京は「エンゲル法則の逆転」と名付けた[籠山, 1968]。

このエンゲル線の変曲は、エンゲル線を曲線で表すと S 字カーブとなり、直線になろうとするエンゲル線を妨げる「抵抗」が生活の中に存在していることを示していると解釈された。敗戦直後のデータを使ってこの「逆転」を分析した籠山は、当時の東京のサラリーマン生活では、住居費、光熱水費、保健衛生費、交通通信費が高く、「その残余を飲食物、被服費と教養娯楽費に分け合っていたということ」[籠山, 1968]を示していると述べている。また中鉢正美は、この「抵抗」を従前の生活構造が、収入低下後もただちに變更できないために生ずると説明し、これを「履歴効果 (after effect)」と呼んだ[中鉢, 1956]。

こうした収支の法則と逆転現象は、S 字カーブの「抵抗点」を最低生活費の裁定に利用するという考え方を導く。この方法は、規範的な理論生活費に比べると、これを策定する「誰」の恣意性を排除する、という意味で積極的な意味を持つ。しかし、問題点としては、現実の家計の「抵抗」はかなり厳しい生活にならないと生まれないかもしれない、という点である。換言すれば、現実の生活は、長期には負の影響がでるかもしれないが、短期的には、少々苦しくともある程度持ちこたえてしまうようなものであり、それゆえ、実態家計からアプローチすると最低限は低くなる可能性がある。また「法則」性がどの程度普遍的に見出されるかも大きな問題である。このためには、低所得層を十分含んだ家計調査資料が十分利用できなければならない。このアプローチが、最低生活費アプローチとして積極的に使われないのはこのような制約があるからであろう。

岩田・村上の算定は、科学研究費補助金による「「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究」の中で 2008～2009 年に実施された首都圏の低所得層の 1 ヶ月の家計調査をデータとして行われたものである。実態家計方式を利用する際の改良点は、実態家計が低い方へ引っ張られないように、賃貸自立家計に限定し、また過度に切り詰めた支出項目や、逆に大きな支出項目のある家計を外して、モデル化を行い、実態家計方式の弱点をできるだけ克服しようとしたことである。レシート保存方式のため、生活様式、買い物行動も把握されている。ただし参加者の数が限られることから、2004 年の全国消費実態調査データでも追試している。ここではこの全国消費実態調査での試算結果も用いる。ただし同一条件でケースを絞るとかなり数が限られ、特に低所得層は実態調査より少ない数となった。生活保護基準の比較データとして全消が用いられる場合の留意点でもあろう。なお、家計簿方式であるため、1 か月の家計（全消では 3 カ月）の範囲での生活費のほか、月を超えた公共料金などの支払いは含めているが、基本的に一時点の消費実態であるため、理論生活費のような減価償却的な費用を含めることはできない。

(3) 主観的生活費

主観的生活費は、いわゆる Felt Poverty の系譜に含まれるものであり、近年において専門家の判断に対抗して強調されだした、市民参加型アプローチの一つである。厚生労働科学研究費補助金プロジェクト「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究」[主査・駒村康平]の一環として、山田・四方らは 2009 年に web 調査によ

って、この手法を試みている。ここで最低生活費は、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要 (K 調査)」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要 (T 調査)」という 2 通りに区分し、それぞれの質問を、同じ属性を持つ 2 つの調査対象グループに別々に割り当て、異なる尋ね方による最低生活費の「乖離」を計測しようとした。個々人の最低生活費の判断は一樣ではないため、最低生活費が、調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、確かめるというわけである。

なお、ここでは、マーケット・バスケットのように一つ一つの生活財・サービスを確かめていくのではなく、消費カテゴリー別に金額を聞くという方法をとっている。したがって購入場所や価格調査の必要を排除している。この金額は、月単位で支出されるものと、年間の必要支出が含まれている。つまり 1 年間の予想される消費は把握するが、理論生活費のような減価償却費までは含めない。また、インターネット上での合計額の自動計算を取り入れることによって、単にそれぞれの必要金額の積み重ねではなく、その合計額への注意を喚起し、実際の生活における「やりくり」感覚をキープしておくという配慮を行っている。実態家計との乖離を避ける手法といえよう。

(4) MIS の特徴

以上の三つのアプローチの中で、MIS は大枠としては、金澤らの試算と同様のマーケット・バスケット方式であり、一つ一つの財、サービスを選択し、価格調査を行い、積み上げていく。またすべての耐久財、半耐久財を耐用年数に従って 1 ヶ月に計算し直して合計するという手法も同じである。家賃も、敷金礼金の契約月割が持ち入れられている。異なるのは、市民グループによる複数回のディスカッションで、最低生活の定義が行われ、事例が決められ、事例に沿った財やサービスの選択が行われることである。ここではグループによる議論のプロセスが重視されており、山田・四方らの主観的最低生活費アプローチの K 調査と T 調査の間にあるであろう乖離は、この議論のプロセスで、合意の点に収斂されていくであろうということが想定されている。なお価格調査と栄養調査は専門家が行うことになる。以上の説明をまとめたのが表 1「各算定の特徴」である。

表 1 各算定の特徴

| 試算名 | 金澤・労働総研 | 岩田・村上 | 山田・四方 | MIS 三鷹 |
|-----------|--|--|--|--------------------------------------|
| 基礎となった調査名 | 持ち物財調査 生活実態調査 消費材価格調査 | 暮らしの費用調査、 生活状況調査 [H16 全消データ] | 主観的最低生活 費調査 | みんなでつくる 最低限度の基礎 的生活費 |
| 時期 | 2009~ | 2008~2009 | 2009 | 2010~2011 |
| 地域 | 首都圏* | 首都圏 [三大都市圏] | 全国 | 三鷹およびその 周辺 |
| 対象 | 労働組合員ほか 試算は 9 パター ンの世帯。単身 者は 20 代を想 定。 | 低所得の若者単身、 母子、高齢者単身/ 夫婦世帯。若年単身 者は 20~40 代まで の 72 ケース。 | 20~59 歳の対象 者を 6 つの世帯 類型と収入を基 準に割当て。単身 者は 120 名 | 20~40 代の単身 者男女 未成年の子ども を持つ親 |

| | | | | |
|--------------|---|--|---|--|
| 調査手法 | アンケート調査 | 1ヶ月の家計簿記帳とアンケート | インターネットのモニター調査 | グループによる議論 |
| 調査の工夫 | 持ち物財調査 生活実態調査による実態の把握 購入場所も聞いている。 | レシート保存による家計簿記帳の簡略化。 結果として生活様式も把握。 生活状況調査, 事後のグループインタビューによる生活全体の把握。 | 切り詰めた生活費」[K調査]と「つつましいが人前で恥ずかしくない生活費」[T調査]を各消費カテゴリーごとに積み上げ。積み上げの過程で合計額が自動計算表示されるようにして、「やりくり」要素を付加。 | グループ構成の偏りのなさを実現できる, 時間帯の設定やリクルート。 議論の進め方や提示のしかた。 価格調査や利用額によるチェックの方法。 |
| 算定手法 | 理論生活費[マーケット・バスケット]方式 | 実態生活費方式[抵抗点と赤字・黒字分岐点を利用] | 主観的生活費方式[個人の主観に基づく] | 社会的合意形成方式[議論によって合意を形成] |
| 特徴や改善点 | 上記実態調査による現実との遊離の回避。食費は外食以外は献立ではなく、香川式4点法に基づいて選択。光熱水費などは全消データ利用。 | 極端な圧縮家計などを除き、住居費など生活基盤費が共通していることに着目して、賃貸自立層のモデル化を行って、実態方式の弱点を改善。全消データでも試算。 | 消費カテゴリーごとのK調査とT調査の乖離に着目。 金額は、各カテゴリーごとの中央値を採用。 | 年齢、性別、家族類型、地域だけが示された事例を作成して、その最低生活費をグループの議論で合意点を探りながら作成。男女は別グループ。 |
| 耐久財, 半耐久財の扱い | 耐久財, 半耐久財の耐用年数からすべて月消費へ割り戻し。 | 1ヶ月生活費のほか、決まって支払う費用を把握。ストックはなし。 | 月消費と年間の消費を把握。 | 耐久財, 半耐久財の耐用年数からすべて月消費へ割り戻し。 |

*金澤・労働総研試算は、首都圏のほか東北でも行われている。また京都総評がこれに先立って金澤の監修で実施している。

5 日本版 MIS の試算結果の比較

(1) 単身者の1ヶ月あたりの最低生活費比較

MIS は、男性が19万3810円、女性が18万3235円であった。比較調査では、金澤試算が17万4406円、岩田・村上試算が実態調査では16万8037円、全国消費データでは15万6123円であるので、MISは男女ともこのいずれよりも高い。山田・四方算定は、月ごとの消費と年間消費を分けて聞いており、その結果の中央値を採用しているため、生活

費全体としての比較はできないが、月ごとの消費は K 調査が 14 万 2000 円、T 調査が 17 万 8000 円であるので、これに年間の必要生活費の中央値の 1 ヶ月分 K 調査約 2 万円、T 調査約 4 万円が加わると考えると MIS は男女とも K 調査より高く、T 調査より下回ると推測できる。表 2 「最低生活費の比較」をご覧ください。

表 2 「最低生活費の比較」

| | 消費支出 計 | 食費 | 住居 | 光熱・水 道 | 家具・家 事用品 | 被服・履 物 | 保健・医 療 | 交通・通 信 | 教養娯楽 | その他 |
|-----------|-----------|--------|--------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|
| 金澤・労働総研 | 174,406 | 39,564 | 54,167 | 6,552 | 3,881 | 7,548 | 2,465 | 18,214 | 18,273 | 23,742 |
| 岩田・村上実態調査 | 168,037 | 39,592 | 54,619 | 6,278 | 2,526 | 6,243 | 5,776 | 26,501 | 15,868 | 10,634 |
| 岩田・村上全消分析 | 156,123 | 32,464 | 62,523 | 7,998 | 2,720 | 7,736 | 3,291 | 13,769 | 9,700 | 15,923 |
| MIS 男性 | 193,810 | 46,224 | 75,750 | 8,500 | 4,710 | 7,194 | 478 | 6,659 | 22,746 | 21,549 |
| MIS 女性 | 183,235 | 38,164 | 74,042 | 8,600 | 4,107 | 14,318 | 1,206 | 12,045 | 13,088 | 17,665 |
| 金澤・労働総研 | 100.0% | 22.7% | 31.1% | 3.8% | 2.2% | 4.3% | 1.4% | 10.4% | 10.5% | 13.6% |
| 岩田・村上実態調査 | 100.0% | 23.6% | 32.5% | 3.7% | 1.5% | 3.7% | 3.4% | 15.8% | 9.4% | 6.3% |
| 岩田・村上全消分析 | 100.0% | 21.6% | 41.5% | 5.2% | 1.6% | 4.1% | 2.1% | 8.4% | 6.0% | 9.5% |
| MIS 男性 | 100.0% | 23.9% | 39.1% | 4.4% | 2.4% | 3.7% | 0.2% | 3.4% | 11.7% | 11.1% |
| MIS 女性 | 100.0% | 20.8% | 40.4% | 4.7% | 2.2% | 7.8% | 0.7% | 6.6% | 7.1% | 9.6% |

MIS による最低生活費の費目別金額および構成を、金澤・労働総研、岩田・村上と比較すると、MIS は住居費が高く、その割合も高い。これは三鷹周辺という地域設定と関係があるだろう。同様に光熱水費もやや高い。家具家事用品の高さは、耐久財などの月割費用が含まれているためである。また、MIS は金澤らの理論生活費と同様、教養娯楽費、その他消費支出が、岩田らの実態生活費より高い。特に男性の教養娯楽費の高さが目につく。ただし、MIS 男性の交通通信費はいずれの調査より小さい低い。さらに MIS 女性の被服履物費は、他の算定の約 2 倍である。また MIS 男性の食費はいずれの調査より高い。

(2) 生活保護基準との比較

次に生活保護基準との比較を行ってみよう（表 3 「生活保護基準との比較」）。生活扶助 1 類（20～40 歳）基準 4 万 270 円と 2 類 1 人世帯基準 4 万 3430 円に冬季加算、期末一時扶助の月割 1439 円を足した 4 万 4869 円を加えた 8 万 5139 円、および住宅扶助の東京都特別基準上限 5 万 3700 円を加えた合計 13 万 8839 円と比較する。MIS の男女それぞれの最低生活費から診療費、予防接種代、非貯蓄型保険料を引くと、男性 19 万 1628 円、女性 18 万 800 円、また金澤ら、岩田らの調査から医療費を除くと、それぞれ 17 万 3477 円、16 万 2261 円（実態）、15 万 2832 円（全消）となる。山田・四方試算でも生活保護基準との比較のために、診療費、非貯蓄型保険料をのぞいた金額の中央値が、K 調査で 16 万 1000 円、T 調査で 21 万 1000 円と示されている。生保基準<岩田・村上算定（全消データ）<山田・四方 K 調査<岩田村上算定（実態調査）<金澤算定<MIS 女性<MIS 男性<山田・四方 T 調査の順となり、MIS は岩田・村上算定、山田・四方 K 調査、金澤算定より 2～4 万円ほど高く、山田・四方調査よりは 2～3 万円ほど低い。なお生活保護基準はいずれの最低生活保護算定より低い。

表 3 生活保護基準との比較

| | A:最低生活費 | B:Aから医療費・ 非貯蓄型保険料 を除く | C:Bから住居費を 除く |
|---|----------|-----------------------------|-----------------|
| 金澤・労働総研 | 174,406 | 173,477 | 119,310 |
| 岩田・村上実態調査 | 168,037 | 162,261 | 107,642 |
| 岩田・村上全消分析 | 156,123 | 152,832 | 90,309 |
| * 山田・四方K調査 | (142000) | 161,000 | 102,000 |
| * 山田・四方T調査 | (178000) | 211,000 | 146,000 |
| MIS 男性 | 193,810 | 191,628 | 115,878 |
| MIS女性 | 183,235 | 180,800 | 106,758 |
| 生活保護基準1級地-1 | | 138,839 | 85,139 |
| 注)山田／四方の調査は、月ごとの生活費と年間必要生活費に分けてそれぞれの中央値を表示しているの、ここでは月生活費のみ括弧で示した。 | | | |
| Bは生活扶助＋住宅扶助に相当 | | | |
| Cは生活扶助のみに相当 | | | |

上記からさらに住居費を除き、生活扶助に相当する部分 C で比較すると、MIS の位置は変化する。これまで述べてきた MIS の高さはかなりのところ住居費の高さに影響されているからである。すなわち、生活扶助基準 85,139 円<岩田・村上(全消データ) 9 万 309 円<山田・四方 K 調査 10 万 2000 円<岩田・村上 10 万 7642 円(実態調査)<MIS 女性 11 万 2751 円<MIS 男性 11 万 5878 円<金澤 11 万 9310 円<山田・四方 T 調査 14 万 6000 円となり、MIS は男性の場合も金澤算定より下回っている。

岩田・村上(実態調査)と山田・四方 K 調査、MIS 女性はほぼ同水準の 10 万円強のグループをなし、また金澤算定と MIS 男が比較的近く 11 万 5000 円～11 万 9000 円の間である。ただし金澤らの場合は、今回比較では用いなかったが、消費支出の 1 割(1 万 7000 円)を最低生活費に付加しており、これを含めれば山田・四方の T 調査に近くなる。それを考慮すると、MIS 男性は、MIS 女性や K 調査らの低いグループと、金澤算定や T 調査との中間に位置するともいうことができる。なお、生活扶助基準と全消の近さは、生活扶助基準が全消データの低所得世帯との相対比較を考慮して検証されてきた経緯が思い起こされる。

6 まとめ——日本版 MIS の特徴と今後の可能性

日本版 MIS の結果は、やや高めの点に着地したとみることもできるが、これは三鷹市周辺を選択したことからくる住居費の影響が最も大きい。住居費を除いた生活扶助相当額での比較では、MIS 女性は、岩田・村上の実態生活費および山田・四方の主観的生活費 K 調査とほぼ同水準であり、男性は金澤算定や主観的生活費 T 調査よりは低いところに収まっている。

このような金額の違いは、当然最低生活費算定の手法の差異を反映している。金澤らのマーケット・バスケット方式と MIS の男性単身の結果にあるように、理論生活費の積み

上げは一般に高めになりやすい。これは第一に「必要」だけが考慮され収入との調整がないこと、第二にすべての耐久財、半耐久財の1ヶ月あたり費用や家賃の敷金礼金（または更新料）の月割り費用を含めているためである。しかし、ここで注目したいのは、住居費を除いてしまうと、MISの水準は案外低い。特に单身女性は主観調査におけるK調査と同レベルにすぎない。これを日本の市民「最低生活」理解の実態と判断できるだろうか？

MIS法の最大の特徴は、繰り返し述べるように、一般市民のグループ・ディスカッションを重ね、最低限度の裁定を一般市民に任せている点にある。グループ・ディスカッションを三回行うとはいえ、関与する人数は限られており、市民参加の範囲が狭いため、市民の「合意」というより「折り合いをつける」といった方が適当であろう³。別の言い方をすれば、意見の異なった参加者の背後にある、一種の「コモンセンス」を引き出すことで解決しようとする狙いがある。それでは今回の三鷹における調査結果は、このような「コモンセンス」を探り当てた結果であろうか？

戦後間もない頃、江口英一と山下不二男は、共同執筆した論文「日本の生活水準」（江口・山下 1952）において、先進諸国の場合は、典型的な労働者家族の生成と労働市場の創出が十分になされており、賃金率の概念が存在し、その低下は国民的な抵抗を引き起こすような実態が背後にある。生活水準やその最低限はそうした実態を下敷きに成立するものである。ところがわが国においては生活のレベルについての合意がなく、ただそのバランスのみが問題視され、低い所得でもそれなりにバランスを付けていく傾向があつて、『米でした生活を麦に換える』ことは一般的な抵抗なくおこなわれ易く、生活水準は個人的なものとして沈下する」と指摘した（江口・山下 1952:38）。つまり、日本社会には生活水準についてのコモンセンスが存在しないというわけである。

むろん、その後の日本は、高度経済成長を経て「典型的な労働者家族と労働市場の創出」が十分なされたわけだが、その過程で最低賃金の合意が十分になされてきたかどうかは疑わしい。さらに、そのような「典型的な労働者家族と労働市場」が根底から変化しつつある現代において、「コモンセンス」それ自体が確かでなくなっている可能性もある。他方で、英国版MISの場合、15種類の個人を仮定し、その組み合わせで世帯類型ごとの最低生活費を算出することで「典型」についての議論をかわしながら「コモンセンス」を探っているともいえる。今回報告した日本版MISは单身者のみであり、試みは道半ばである。

ともあれ、そのような疑問への回答や、日本の社会政策への批判の可能性は、MISやその他の多様な手法によって、最低生活の内容や在り方を探っていくような実証研究のさらなる蓄積に委ねられている。

文献

Bradshaw, J.(ed.), 1993, Budget Standards for the United Kingdom, Aldershot.

Bradshaw, J., Deborah Mitchell, Jane Morgan, 1987, "Evaluating adequacy: the potential of budget standards," Journal of Social Policy, 16(2), 165-182.

³ 2010年9月6日にオックスフォード大学でインタビュー調査に応じて下さったWalkerも英国版MISについて同様の意見を示されていた。

- Bradshaw, J., Sue Middleton, Abigail Davis, Nina Oldfield, Noel Smith, Linda Cusworth et al., 2008, Minimum income standard for Britain:What people think, Joseph Rowntree Foundation.
- Gordon M. Fisher., 2007, An Overview of Recent Work on Standard Budgets in the United States and Other Anglophone Countries(Retrieved July 21 2008), from the United States of Health and Human Services Web site : <http://aspe.hhs.gov/poverty/papers/std-budgets/> 2011年8月15日アクセス。
- 岩永理恵, 2009, 「イギリスにおける基準生計費アプローチに関する最近の研究について」『神奈川県立保健福祉大学誌』6(1) : 45-52。
- 岩永理恵, 2011, 『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房。
- 岩田正美 (代表), 2011, 『「流動社会」における生活最低限の理論的・実証的研究』科学研究費補助金・課題番号 20330125 : 2008~2010 年度科研報告書。
- 江口英一・山下不二男 (1952) 「日本の生活水準」『経済評論』第 I 巻第 4 号 籠山京, 1968, 『生活経営学』光生館。
- 金澤誠一監修・京都総評 (2006) 「格差社会への挑戦 『構造改革』のもとでの『生活崩壊』と最低生計費試算」報告書
- 籠山京 (1968) 『生活経営学』光生館。
- 金澤誠一編, 2009, 『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版。
- Lister, R., 2004, Poverty, Polity Press.
- 中鉢正美, 1956, 『生活構造論』好学社。
- Pantazis, C., Ruth Levitas, Christina Pantazis, Demi Patsios, Sarah Payne, Peter Townsend et al., 2000, Poverty and Social Exclusion in Britain(Retrieved July 21 2008), from the Joseph Rowntree Foundation Web site : <http://www.bristol.ac.uk/poverty/pse/Poverty%20and%20Social%20Exclusion%20in%20Britain%20JRF%20Report.pdf> 2011年8月15日アクセス。
- Townsend, P., 1979, Poverty in the United Kingdom, Allen lane and Penguin Books
- 山田篤裕・四方理人, 2010, 「主観的最低生活費の測定」, 社会政策学会 2010 年度秋季大会テーマ別分科会セーフティネットの実証分析 (報告 1)。

1 はじめに

最低所得基準 (Minimum Income Standard; 以下, MIS と略す) は, イギリスのラフバラ大学を中心としたグループが開発し, 本国でも注目されている一般市民参加型の最低生活費の算定方法である (Bradshaw et al. 2008)。

この MIS 法は 3 つの特徴を持つ。第一に一般市民参加型ということである。最低生活の定義, そこに含まれる具体的な財・サービスの内容・購入場所・購入頻度に至るまで, すべて一般市民が話し合いを重ねる中で決定していく。専門家が介在するのは, 話し合いに参加する一般市民を集めてくること, 話し合いを円滑に進めるための司会, 食生活に関する栄養上のバランスチェック, 合意された購入場所における価格調査, データ整理のみで, 最低生活を定める主体はあくまでも一般市民である。

第二に, 仮想的人物を設定し, その人物にとっての最低生活とは何か, という思考枠組で最低生活を話し合うことである。話し合いに参加する一般市民は, その仮想的人物に近い年齢・世帯 (これを以下, 「フォーカス・グループ」と呼ぶ) が選ばれているが, さまざまな嗜好・ライフスタイルを有している。したがって, 一般市民「自身」にとっての最低生活とは何か, という思考枠組では, 合意に至るまでかなりの困難が予想される。そこで, 自身にとっての最低生活, という前提を取り払い, 一般市民は一種の Rawls のいう無知のベールのようなものを被り, 仮想的人物のための最低生活を話し合う, というスタイルを取っている。仮想的人物を通して, 同様の属性をもつすべての人に共通の最低生活の内容が検討されることになる。

第三に, 一般市民の話し合いは, フォーカス・グループ毎に, いくつかの段階 (後述) を経て複数回行われるということである。具体的には, 7 名の一般市民で構成されるフォーカス・グループが, 4 回の話し合いを持つことで, 少人数の話し合いで起こり得る, 強い主張による意見の偏りを修正することが意図されている。

こうした 3 つの特徴を持つ MIS 法を日本に適用し, 最低生活費を算出する試みが, 2010 年 10 月から 2011 年 4 月にかけて行われた。

本稿の目的は 2 つある。まず日本版 MIS 法の概要を紹介した上, 得られた最低生活費と全国消費実態調査・家計調査を比較し, その特徴を明らかにすることである。また実践を通じて明らかになった 8 つの課題を指摘することである。なお, 日本版 MIS 法 (以下, 本調査と呼ぶ) とオリジナルであるイギリス版 MIS 法との異同については, 卯月・阿部 (2012) で解説されており, 内容の重複を避けるため本稿では扱わない。

2 三鷹 MIS

(1) プロジェクト全体の概要

MIS 法を, 日本にて適用するには, ある地域に住む仮想的人物を設定する必要がある。本プロジェクトではまず, 研究チームが東京近郊に在住していること, また東京都内の大規模住宅地であることから東京都三鷹市を設定地域として選んだ。

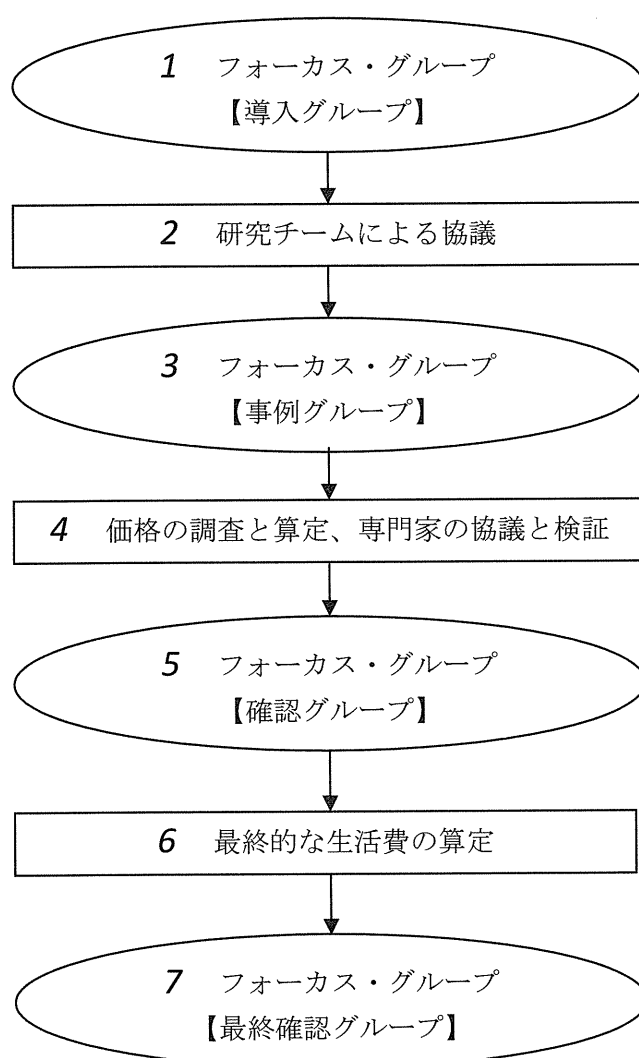
プロジェクトの時間制約もあり、仮想的人物としては、単身世帯（稼働年齢層の男女）と子どもの3属性を選択した。こうした属性を選んだのは、単身世帯では個人の生活費がそのまま世帯の生活費を表すこと、また子どもについては近年、子ども手当等、政策的に優先度の高いグループと認識されていることが主な理由である。

これに対応させ、フォーカス・グループの参加者も設定地（東京都三鷹市近郊）に住む、単身世帯（男・女別）あるいは18歳未満の子どもをもつ親を選んだ。

次項で説明するMIS法7段階のプロセス（図1）では、「導入グループ」と呼ばれるフォーカス・グループと、3つの属性を持つ各7名ずつからなるフォーカス・グループ3つが構成（=3属性×3グループで計9グループ）された。話し合い回数は導入グループで1回、各属性グループで3回ずつ、計10回行われた。実施日等の詳細は表1に示している。

この10回の話し合いの中で、最低生活の定義を決め、設定されたそれぞれの仮想的人物が必要とする最低限の基礎的生活に必要な品目（財・サービス）、その購入場所・購入頻度（耐用年数）の合意を得て、当該生活に必要な金額（最低生活費）を導いた。

[図1] 三鷹MIS調査の7段階



[表 1] フォーカス・グループの参加者属性と実施日・時間等

| | 導入グループ | 事例グループ | 確認グループ | 最終確認グループ |
|---------|------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 【属性】実施日 | 2010.10.14 | 【単身男性】2010.11.13 | 【単身男性】2011.2.18 | 【単身男性】2011.4.5 |
| 対象者 | 20～59歳の男女 | 20～59歳 | 25～39歳，学生不可 | 25～39歳，学生不可 |
| | | 【単身女性】2010.10.30 | 【単身女性】2011.2.10 | 【単身女性】2011.4.13 |
| | | 20～59歳 | 25～39歳，学生不可 | 25～39歳，学生不可 |
| | | 【子ども】2010.11.3 | 【子ども】2011.2.17 | 【子ども】2011.4.15 |
| | | 18歳未満の子どもをもつ親 | 18歳未満の子どもをもつ親 | 18歳未満の子どもをもつ親 |
| 対象者の居住地 | 指定なし | 三鷹市近郊 | 三鷹市近郊 | 三鷹市近郊 |
| 人数 | 7人 | 各属性7人ずつ（計21人） | 各属性7人ずつ（計21人） | 各属性7人ずつ（計21人） |
| 実施回数 | 1回 | 各属性1回（計3回） | 各属性1回（計3回） | 各属性1回（計3回） |
| 所要時間／回 | 1時間 | 5時間 | 3時間 | 2時間 |

注：「単身」の定義は一人暮らしであり，未婚者・離死別者の一人暮らしを含むが，単身赴任者の一人暮らしは除いている。

(2) MIS法7段階の概要

(a) 第1段階 導入グループ

導入グループでは，20～59歳の男女7名からなるグループが①「誰にでも最低必要な基礎的生活」の定義および②単身世帯の男女がそのような生活を送るのに必要な住居について1時間話し合った。話し合いの出発点として，研究チームは日本国憲法第25条，児童の権利に関する条約第27条，イギリス版MISで合意された定義⁽¹⁾を示した。なお「誰にでも最低必要な基礎的生活」としたのは，たんに「最低生活」とすると日本語では「生きざりぎりの生活」を連想する人もいたので，そうした連想を避けるための工夫であった。

また単身者にとって最低必要な住居について，話し合いの出発点として1R，1K，1DK，2Kなど間取り図を示し，居室部分の広さ，収納の必要性和大きさ，ベランダの必要性和大きさについて話し合った。その結果，バス・トイレ付きのワンルームで居室の広さは6畳，バス・トイレは別々，冷蔵庫や電子レンジを置くのに十分な大きさの台所，1畳程度の収納付き，布団を干すのに十分なベランダ付きという条件が合意された。

(b) 第2段階 研究チームによる協議

導入グループで合意された点を基に，研究チームで「誰にでも最低必要な基礎的生活」の定義を「現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活は，衛生的，健康的であり，安心かつ安定して暮らせる生活を指す。そこには，衣食住のほか，必要な情報，人間関係，娯楽，適切な働き方，教育，将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要である」と文章化した（以下，この定義に基づく生活の事を「最低生活」と略す）。

また仮想的人物（単身世帯男・女と子どもの3属性）として以下5名を設定した。

- ① 松本けんたさん：32歳，未婚，単身で三鷹市のワンルーム賃貸マンションに居住。
- ② 田中ゆきさん：32歳，未婚，単身で三鷹市のワンルーム賃貸マンションに居住。

- ③ ひかるちゃん：5歳，東京の西部地区（三鷹市，あるいはその近郊の市）で家族と居住。
- ④ たかしくん／さやかさん：公立小学校に通う5年生，東京の西部地区（三鷹市，あるいはその近郊の市）で家族と居住。
- ⑤ しょうくん／はるなさん：公立中学校に通う3年生，東京の西部地区（三鷹市，あるいはその近郊の市）で家族と居住。

(c) 第3段階 事例グループ

設定された仮想的な人物が最低生活を送るには，どのような品目（財・サービス）が必要か，3つの属性の各フォーカス・グループ（事例グループ）で5時間話し合った。司会役の研究チーム・メンバーが話し合いの冒頭で「誰にでも最低必要な基礎的生活」の定義を説明した上，参加者の個人的状況ではなく，仮想的な人物について話し合う事が目的であることを説明した（以降のフォーカス・グループでも同様に冒頭で説明した）。

単身男女のフォーカス・グループでは住居内の場所ごとに必要な品目を列挙・合意した。また住居については，導入グループが合意した条件に加え，最寄駅（三鷹駅）から徒歩圏内という条件を合意した。

子どものフォーカス・グループでは，活動領域（学校，習い事・学習塾，家の中・外での遊び・活動・学習等）ごとに必要な品目について，5歳，小5，中3の順番で列挙・合意した。5歳については，保育園や幼稚園などの就学前教育の必要性についても話し合った。

参加者から積極的に提示されない品目については，総務省「家計調査」の品目内容例示や日本家政学会家庭経営学部会関東地区標準生活費研究会が1978年に実施した標準生計費算定で列挙されている品目を参考に，必要かどうかを尋ね確定していった。

食事については，1週間の献立あるいは外食の頻度などを具体的に列挙・合意した。

合意できなかった点，時間内に話し合うことができなかった点（いくつかの品目の購入場所・購入頻度・耐用年数）については，次のフォーカス・グループへの積み残し課題とした。

(d) 第4段階 価格付け，専門家の検証

価格づけ作業は，研究チームが行った。価格付け作業は，まずフォーカス・グループで列挙・合意された品目リストの作成から始まる。購入店舗を聞けなかった品目はチェーン展開のスーパーの販売価格をたたき台とした。住居については三鷹駅から徒歩15分以内，三鷹市内にある物件リストを不動産会社に作成してもらい，その中から合意された間取り条件を満たす物件を選び出した。さらに，最低生活の定義に含まれる「安心」という観点から耐震構造が本格的に推進された1995年以降の物件に絞り，たたき台とした。

子どもにとって必要な学用品については，東京都教職員組合の資料や東京都教育委員会が公表するデータを参考⁽²⁾とし，抜けている品目がないか確認した。

耐用年数については，耐久財は標準使用期間を考慮して設定されている「部品保有期間」，それが入手不能な場合は「全国消費実態調査」の実物資産価額の評価方法や税務申告時の主な減価償却資産の耐用年数をたたき台とした。衣類，繊維製品，日常家事用品については，日本家政学会（1981）で設定されている耐用年数をたたき台とした。子どもの品目については耐用性の観点よりも，子どもの成長によって洋服が小さくなることや，年齢によって必要なものが異なるためすぐに使えなくなることも考慮し，

たたき台とした。

食費については、価格付けの前に、フォーカス・グループで合意された献立を基に専門家が栄養チェックを行い、献立内容を調整した。単身男女の場合、栄養素を補うこと、また子どもの場合は、間食を減らすことと、魚料理を増やすことなどが栄養学の専門家から提案された。こうした提案を献立に反映し、廃棄率も勘案し、具体的食材に変換した上、それらに価格付けをし、たたき台とした。

こうして研究チームによって埋められた情報を含め、作成されたリスト（たたき台）はすべて次の段階である確認グループに示され、逐一、確認・修正された。

(e) 第5段階 確認グループ

確認グループでは3つの属性の各フォーカス・グループが3時間かけ、各々の属性のリストについて確認した。つまり単身男性の品目リストは単身男性のグループが、単身女性の場合は単身女性のグループが、子どものものは親のグループが確認した。また前段階で修正された献立の妥当性や事例グループの話し合いで積み残された課題も議論した。参加者は、すべて新しい参加者に入れ替えられている。

また事例グループで参加者の記憶が曖昧なため十分検討できなかった水道光熱費については、参加者自身が1か月あたり支払っている料金のメモあるいは伝票を持参し、研究チームが算定した一か月当たりの理論値と比較しながら検討した。

(f) 第6段階 最終的な生活費の算定

確認グループでの話し合いを基にリストを修正した。確認グループで異論が出た品目や新たに合意形成された品目について、研究チームによる価格づけ作業を再度行った。

(g) 第7段階 最終確認グループ

算定された基礎的生活費の最終確認と、確認グループまでに合意に至らなかった論点について2時間かけて話し合った。確認グループと同様、この段階でも3つの属性の各フォーカス・グループが、各々の属性のリストについて最終確認した。参加者は、ここでもすべて新しい参加者に入れ替えられた。

単身男性のグループでは、食費が高すぎる、との意見が出たため、アルコールの消費などを減らした。また親グループでは中学生男子はより多くの間食が必要との意見で合意したため（エネルギー過多と栄養学の専門家には指摘されていたが）間食の量を元に戻した。

3 三鷹 MIS の結果

(1) 単身男女の最低生活費

3つのグループの話し合いを経て、単身男女それぞれに確定した最低生活費の月額額は、単身男性19万3810円、単身女性18万3235円である。その内訳は表2に示されている。

男性の交通通信費は6659円と女性の1万2045円の約半分程度である。就業を前提とした設定ではないものの、男性の交通費の話し合いでは、定期の所有が前提とされ、それ以外にかかる交通費として2000円が必要とされた。女性の場合には、定期の有無によらず、三鷹から新宿までの往復を1ヶ月に20日行う程度の交通費が必要との話し合いの結果から8400円と決められた。男性の場合も同様の考え方で交通費を設定していれば（女性と同じ8400円とする）、生活費合計金額は20万10円となる。

[表2] 三鷹MISによる単身男女（稼働年齢）の最低生活費（月額）

| | 三鷹MIS | | | | | 全国消費実態調査 | | 家計調査 | 三鷹MIS | | 三鷹MIS | |
|------------|---------|---------|--------|-------|--------------------|------------------|---------|--------------|----------|-----|-------|-----|
| | 実額 | | 構成比(%) | | | 2009年 | | 2008～10年 | 全国消費実態調査 | | 家計調査 | |
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 交通費加算 の場合 | 勤労者世帯 大都市圏・関東 | | 勤労者世帯 大都市 | （%） | | （%） | |
| | | | | | | 男性 | 女性 | 男女 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 消費支出合計 | 193,810 | 183,235 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 215,094 | 209,628 | 195,861 | 90 | 87 | 99 | 94 |
| 食料 | 46,224 | 38,164 | 23.9 | 20.8 | 23.1 | 54,814 | 36,373 | 48,429 | 84 | 105 | 95 | 79 |
| 外食 | 12,767 | 9,080 | 6.6 | 5.0 | 6.4 | 30,369 | 12,843 | 23,924 | 42 | 71 | 53 | 38 |
| 住居 | 75,750 | 74,042 | 39.1 | 40.4 | 37.8 | 41,189 | 62,599 | 30,246 | 184 | 118 | 250 | 245 |
| 光熱・水道 | 8,500 | 8,600 | 4.4 | 4.7 | 4.2 | 7,482 | 8,148 | 7,616 | 114 | 106 | 112 | 113 |
| 電気代 | 3,500 | 3,000 | 1.8 | 1.6 | 1.7 | 3,524 | 3,292 | 3,593 | 99 | 91 | 97 | 83 |
| ガス代 | 3,600 | 3,900 | 1.9 | 2.1 | 1.8 | 2,145 | 2,646 | 2,490 | 168 | 147 | 145 | 157 |
| 他の光熱 | | | | | | 94 | 140 | 138 | | | | |
| 上下水道料 | 1,400 | 1,700 | 0.7 | 0.9 | 0.7 | 1,720 | 2,069 | 1,396 | 81 | 82 | 100 | 122 |
| 家具・家事用品 | 4,710 | 4,107 | 2.4 | 2.2 | 2.4 | 3,971 | 5,151 | 3,745 | 119 | 80 | 126 | 110 |
| 家庭用耐久財 | 1,554 | 1,450 | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 1,263 | 2,132 | 1,044 | 123 | 68 | 149 | 139 |
| 室内装備・装飾品 | 176 | 184 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 425 | 465 | 367 | 41 | 40 | 48 | 50 |
| 寝具類 | 574 | 634 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 232 | 295 | 523 | 247 | 215 | 110 | 121 |
| 家事雑貨 | 1,076 | 1,181 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 1,096 | 1,211 | 947 | 98 | 98 | 114 | 125 |
| 家事用消耗品 | 1,330 | 652 | 0.7 | 0.4 | 0.7 | 743 | 904 | 744 | 179 | 72 | 179 | 88 |
| 家事サービス | | | | | | 212 | 143 | 120 | | | | |
| 被服及び履物 | 7,194 | 14,318 | 3.7 | 7.8 | 3.6 | 11,223 | 14,312 | 11,142 | 64 | 100 | 65 | 129 |
| 和服 | | | | | | | | 194 | | | | |
| 洋服 | 2,488 | 9,913 | 1.3 | 5.4 | 1.2 | 7,232 | 9,423 | 7,582 | 34 | 105 | 33 | 131 |
| 下着類 | 546 | 1,088 | 0.3 | 0.6 | 0.3 | 370 | 867 | 537 | 148 | 125 | 102 | 202 |
| 生地・糸類 | | | | | | 0 | 83 | 31 | | | | |
| 他の被服 | 751 | 873 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 1,014 | 1,046 | 743 | 74 | 83 | 101 | 117 |
| 履物類 | 1,634 | 1,918 | 0.8 | 1.0 | 0.8 | 1,848 | 2,399 | 1,289 | 88 | 80 | 127 | 149 |
| 被服関連サービス | 1,775 | 525 | 0.9 | 0.3 | 0.9 | 760 | 494 | 765 | 234 | 106 | 232 | 69 |
| 保健医療 | 478 | 1,206 | 0.2 | 0.7 | 0.2 | 4,514 | 8,207 | 4,694 | 11 | 15 | 10 | 26 |
| 交通・通信 | 6,659 | 12,045 | 3.4 | 6.6 | 6.5 | 27,711 | 19,271 | 30,199 | 24 | 63 | 22 | 40 |
| 交通 | 2,000 | 8,400 | 1.0 | 4.6 | 1.0 | 11,477 | 8,427 | 10,373 | 17 | 100 | 19 | 81 |
| 自動車等関係費 | 242 | 219 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 8,454 | 3,523 | 12,654 | 3 | 6 | 2 | 2 |
| 通信 | 4,417 | 3,417 | 2.3 | 1.9 | 2.2 | 7,780 | 7,321 | 7,172 | 57 | 47 | 62 | 48 |
| 教育 | | | | | | 608 | 1,006 | 19 | | | | |
| 教養娯楽 | 22,746 | 13,088 | 11.7 | 7.1 | 11.4 | 32,945 | 23,144 | 27,151 | 69 | 57 | 84 | 48 |
| その他の消費支出 | 21,549 | 17,665 | 11.1 | 9.6 | 10.8 | 30,636 | 31,418 | 32,619 | 70 | 56 | 66 | 54 |
| 諸雑費 | 5,536 | 9,446 | 2.9 | 5.2 | 2.8 | 8,761 | 16,815 | 12,815 | 63 | 56 | 43 | 74 |
| こづかい(使途不明) | | | | | | 493 | 207 | 191 | | | | |
| 交際費 | 16,013 | 8,333 | 8.3 | 4.5 | 8.0 | 13,289 | 13,873 | 16,023 | 120 | 60 | 100 | 52 |
| 仕送り金 | | | | | | 8,093 | 523 | 3,591 | | | | |
| 消費支出一住居 | 118,060 | 109,193 | 60.9 | 59.6 | 59.0 | 173,905 | 147,029 | 165,615 | 68 | 74 | 71 | 66 |

出所：総務省「家計調査（2008～2010年）」および総務省「全国消費実態調査（2009年）」。

注：「家計調査（2008～2010年）」の値は2008～2010年の値の世帯数重み付け平均値である。

三鷹MISの支出額は、小数点以下の端数処理のため、内訳分を足上げた金額と合計額が一致しない場合がある。

三鷹MIS構成比(%)中「男性 交通費加算の場合」列のデータは、男性の交通費を女性の交通費と同額に設定した場合の構成比率を表示。

消費構造をみると、(単身)男女ともに住居費が約40%と大きな割合を占めている。なお、住居費は通常月々支払う家賃、管理費だけでなく民間賃貸物件を借りる際に必要となることの多い敷金、礼金、火災保険料分を月額換算し上乗せした金額である。

男女とも、住居費に次いで、食料費の割合が高く、男性では23.9%(交通費を女性並みに加算した場合の割合は23.1%)、女性では20.8%を占める。外食については、男性は平日に昼週2回、夜週1回と休日ランチ月2回、女性は平日に喫茶週1回、夜週1回と休日昼月2回の設定となった。男性の方が外食回数が多く、外食費の金額、支出全体に占める割合が高い。男性は女性に比べ、食料全体的に摂取量が多いことに加え、外食費が多いことが、相対的な食料費額、割合の高さにつながっている。

この他、男性では教養娯楽費、その他の消費支出割合がそれぞれ10%をこえている。その他の消費支出中の

交際費割合が高い。話し合いでは就労していることをあえて前提にしていないが、仕事などでのつきあいでの会食費用を含んだことが、交際費割合の高さにつながっている。女性の場合には、食、住以外では、その他の消費支出、被服費、教養娯楽費割合が比較的高い。交通通信費は、男性では 3.4%、女性では 6.6%であるが、この差は先述の理由による。男性分の交通費を女性並みに設定し、消費支出に占める交通通信費割合を算出すると男女の値はほぼ同値である。水光熱費は男女とともに 4%台、家具・家事用品費は 2%台、保健医療費は 1%以下である。

(2) 単身男女の最低生活費と政府統計との比較

本調査の結果を、一般の単身者の平均値と比較し、本調査結果の位置づけを行う。比較対象として、総務省「全国消費実態調査」2009 年調査の単身世帯・勤労者・大都市圏(関東)の性別データと同「家計調査」の単身世帯・勤労者・大都市の 2008～2010 年の 3 カ年の平均値データを取り上げる。全国消費実態調査は、調査対象世帯は多いものの 10、11 月の 2 ヶ月間の調査であり、年間通じた消費実態を捉えることはできない。一方、家計調査は年間通じてデータが集められているが、本調査と比較可能なように属性を限定すると調査対象世帯数が 100 世帯程度と少ないため、3 カ年の平均(集計世帯数を用いての重み付き平均)値を用いた。本調査では、就業状況は設定していないが、集計データを用いての年齢限定の手段として勤労者データを用いた。

消費支出全体では、全国消費実態調査データに対する本調査結果の値(以下、対全消)は男性 90%、女性 87%、家計調査データに対する本調査結果の値(対家計調査)は男性 99%、女性 94%と、対家計調査の男性を除き本調査の金額が 1 割程度低い。賃貸居住を前提としている本調査では、上述のように支出の中で住居費用が大きな割合を占めている。住居費を除く支出合計で比較すると、対全消では男性 68%、女性 74%、対家計調査では男性 71%、女性 66%と、本調査の金額が 3 割程度低い。食費について、外食以外の金額では本調査の方が約 20 から 40%程度高いが、本調査では外食の金額が抑えられており、食費全体では、対全消の女性を除き本調査の方が低い。

水光熱費は、本調査の方が高い。水光熱費は、一般の単身世帯の場合にも必要に応じて使用することが通常であり、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、エアコン(賃貸住居に備え付けのものを利用)などの家電製品を備えることにした本調査の電気代については、一般世帯との相違は小さい。ガス代については、本調査では調理と風呂のためにガスを用いており、食材等の購入が相対的に多く、調理の機会が多いと考えられる本調査の方が高くなっている。

家具・家事用品費については、女性の対全消を除き、本調査の方が高い。実際の家計では家電製品、家具、家事雑貨などの更新は一度にはおこらず、時期が分散される。多数の世帯を調査することで、一定期間に様々な更新や新規購入が含まれると想定するが、様々なもののすべてが含まれるとは限らない。所有物品の保有点数は異なると思われるが、耐用期間で月額に調整してはいるものの一時点ですべてを新規購入する状況である本調査では、全消や家計調査に比べると金額が高めにしやすい可能性がある。

被服費について、男性の場合には対全消、家計調査ともに 60%程度と本調査の方が少ないが、女性の場合には対全消では同程度、対家計調査では本調査の方が高い。被服の場合にも、上述の家具・家事用品費と同様の状況がおこると考えられるが、男性の場合には本調査は一般の 6 割程度と少ない。下着以外の衣類について、点数が少ない、安価なものを選択することで金額が抑えられていると考えられる。

保健医療費については、健康であることを前提としたこともあり、本調査の方が著しく少ない。

通信費についても、本調査の方が小さい。本調査では、交通手段として公共交通機関の他自転車保有する

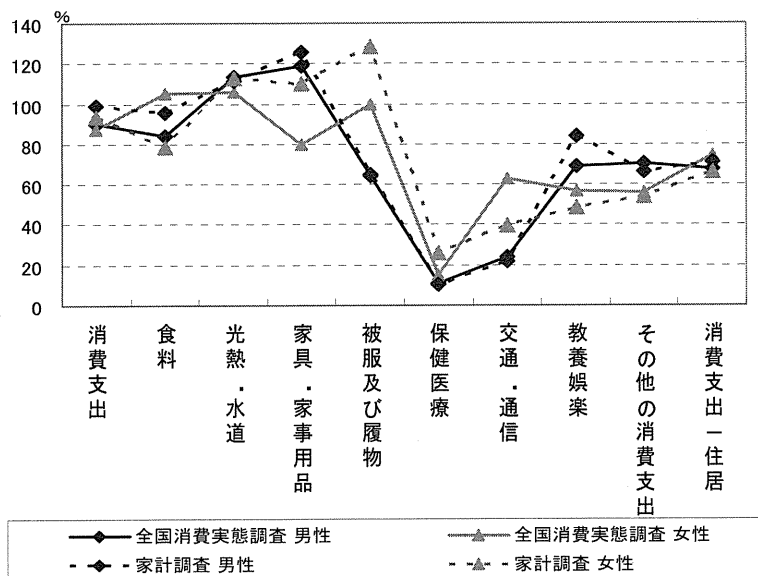
こととした。全消や家計調査では、自動車保有者(全消の自動車保有率は男性 36%, 女性 17%)がいるため、自動車関係の支出が発生するが、本調査では自転車関係のみであり、自転車を含む自動車関係費用はほとんど発生していない。通信費について、全消や家計調査では固定電話に対する支出も行われているが、本調査では固定電話を保有しないこととしたため、その費用は計上されていない。

教養娯楽について、本調査の中では相対的に高い男性の場合でも対全消 69%, 対家計調査 84%と本調査の方が少ない。

その他の消費支出でも、同様に男性の対全消 70%, 対家計調査 66%と、本調査の方が少ない。

図 2 では、費目別の対一般平均値を示している。費目別支出額の比較の結果、食料、水光熱、家具家事用品のような生活必需品は家計調査や全国消費実態調査の結果と同程度の支出額となったが、交通通信、教養娯楽、その他の消費支出のような各人の裁量幅の大きい選択的な支出の費目では本調査の支出額は 40%から 80%程度の支出額となった。今回のような一般市民の話し合いにより最低基礎的な支出額の合意を得る方法は、初めての試みであり次節で示されるように課題もあるが、支出傾向からは一定の妥当性があると考えられる。

【図 2】 単身男女の最低生活費対一般平均値



出所：総務省「全国消費実態調査(2009年)」の単身世帯・勤労者・大都市圏(関東)の性別データおよび総務省「家計調査(2008~2010年)」の単身世帯・勤労者・大都市の3カ年平均データ。

注：「家計調査」の値は2008年~2010年の値の世帯数重み付け平均値。

(3) 子どもの最低生活費

子どもの最低生活費の検討に際して、小・中学校は公立に通学との前提を設定したが、5歳児の就学前教育については話し合いを通じ、幼稚園に決定した。保護者の状況として、親との同居の状況(両親と暮らしているのか、父、母どちらかとのみ暮らしているのか)と親の就業状況についてはあえて前提をおいていない。子ども部屋の必要性については、話し合いにより、5歳児、小学5年生には不要、中学3年生には必要と決定した。必要なものや

サービスの確定作業では、子どもがいることで必要性が生じているかどうかを検討した。例えば、家族で囲む食卓は子どもがいることで追加的に発生するものとは考えず、子ども用に特別ないすが必要であるとすると、そのいすは子どもの生活費用に計上することとしている。また、子どもにとって遊園地へ出かけることが必要と決定したが、子どもだけでは出かけられない場合には、引率の親の費用も子どもの生活費用に計上している。

話し合いの結果、食料費以外の「最低必要な基礎的な生活」費用の月額額は表3に示されている。5歳児の金額は4万1897円、小学5年生男子は3万3969円、同女子は3万4201円、中学3年生男子は5万7464円、同女子は5万7681円である。5歳児では、幼稚園の入学金、授業料等の費用が65%を占める(三鷹市の幼稚園は私立のみであり、価格付けの際に安い方から2番目の幼稚園を選択した)。小学5年生では、給食費を含む学校教育関連の費用と学校外教育の費用がそれぞれ6000円台となり、それぞれ支出額の約20%を占める。中学3年生は、話し合いにより高校を受験することに決定した。学校教育関連の費用が約1万6000円、学校外教育の費用が約1万5000円であり、合計で3万円を超える。いずれの年齢においても、学校(幼稚園含む)と学校以外あわせた教育費用が支出に占める割合が大きく、5歳児では65%、小学5年生では38%、中学3年生では54~55%を占める。

[表3] 三鷹MISによる子どもの最低生活費(月額)

| | 月額(円) | | | | | 構成割合(%) | | | | |
|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 5歳 幼稚園 | 小学5年生 | | 中学3年生 | | 5歳 幼稚園 | 小学5年生 | | 中学3年生 | |
| | | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | | 男子 | 女子 | | |
| 就学前教育(3年保育と仮定) | 27,233 | | | | | 65.0 | | | | |
| 幼稚園・学校で必要なもの | 1,219 | 6,609 | 6,576 | 16,407 | 16,177 | 2.9 | 19.5 | 19.2 | 28.6 | 28.0 |
| 学校集金 | | 4,580 | | 7,025 | | | 13.5 | 13.4 | 12.2 | 12.2 |
| 教材 | | 847 | | 5,858 | | | 2.5 | 2.5 | 10.2 | 10.2 |
| 学用品 | | 1,182 | 1,150 | 3,525 | 3,294 | | 3.5 | 3.4 | 6.1 | 5.7 |
| 学校外教育 | | 6,300 | | 14,957 | | | 18.5 | 18.4 | 26.0 | 25.9 |
| 自宅での学習 | | 194 | | 364 | | | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 |
| 居住スペース | | | | 181 | | | | | 0.3 | 0.3 |
| 住宅関係の備品 | 654 | 621 | | 828 | 786 | 1.6 | 1.8 | 1.8 | 1.4 | 1.4 |
| 家の内外での遊び・活動 | 1,526 | 3,708 | | 8,783 | 8,757 | 3.6 | 10.9 | 10.8 | 15.3 | 15.2 |
| 衣類、靴、鞆 | 2,406 | 3,644 | 3,808 | 5,841 | 5,590 | 5.7 | 10.7 | 11.1 | 10.2 | 9.7 |
| 風呂、身支度 | 965 | 1,473 | 1,572 | 1,848 | 2,615 | 2.3 | 4.3 | 4.6 | 3.2 | 4.5 |
| 常備薬 | 637 | 276 | | 276 | | 1.5 | 0.8 | 0.8 | 0.5 | 0.5 |
| 保健医療 | 513 | 929 | | 1,133 | | 1.2 | 2.7 | 2.7 | 2.0 | 2.0 |
| 食器 | 30 | 30 | | 30 | | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 休日(週末、長期休み) | 5,208 | 7,342 | | 325 | | 12.4 | 21.6 | 21.5 | 0.6 | 0.6 |
| 特別な日 | 690 | 1,232 | | 1,815 | | 1.6 | 3.6 | 3.6 | 3.2 | 3.1 |
| その他 | 815 | 1,613 | | 4,675 | | 1.9 | 4.7 | 4.7 | 8.1 | 8.1 |
| 合計月額 | 41,897 | 33,969 | 34,201 | 57,464 | 57,681 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注：小数点以下の端数処理の為、内訳分を足し上げた金額と合計額が一致しない場合がある。

(4) 子どもの最低生活費と政府統計との比較

学校外の教育費用を文部科学省「子どもの学習費調査」2008年調査と比較する。「子どもの学習費調査」の学校外活動費には補助学習費、その他の習い事、図書費等の費用が含まれている。本調査の学校外教育費と自宅での学習費用に相当する。本調査では小学5年生6494円、中学3年生1万5321円、学習費調査では小学5年生1万7943円、中学3年生3万3536円(いずれも公立学校通学者の平均値)であり、本調査の金額は学習費調査の36%、46%と半分以下である。学校外活動費の中で大きな割合を占める学習塾への通塾率は83%

と高く、実態としては多くの者が通っているが、各家庭の自由裁量による部分である。1項目のみの比較であり、更なる検討は親の支出とあわせた世帯の支出額での比較が必要であるが、単身男女と同様に裁量幅の大きい選択的な支出が抑えられている。

4 三鷹 MIS の実践上の課題

実践上、研究チームが最も懸念したのは、日本において一般市民が話し合いを通じ、基礎的生活を合意することが可能か、ということであった。しかし、そうした懸念はフォーカス・グループの話し合いを重ねるごとに払拭された。話し合う際のルールとして、同時に発言しないことと、発言するには理由についても述べることを事前をお願いしたため、話し合いは比較的スムーズに行われた。発言力の強い少数者による議論の偏りも、各フォーカス・グループについて3回の話し合い(いずれも各回で参加者は新しく入れ替えられる)により修正されていった。

とはいえ、MIS法を日本で実践してみたことで、いくつかの課題も見えてきた。本節では、こうした課題について8点ほど指摘する。

(1) 「最低生活」の定義の共有

「最低生活」についての話し合いでは、冒頭に日本国憲法第25条、児童の権利に関する条約第27条、英国の最低生活水準の3つの定義を提示した。しかし、英国の定義にある「機会と選択肢」を持つことができる、という点について、何人かの参加者はそのような「機会」も「選択肢」も持っていないと感じていることが述べられた。つまり、現実の生活の一部は「制約」の中で決定されており、すべて「ニーズ」という観点で最低生活を定めることが難しい、との主張である。話し合いの前提として、どのような就労生活を送っているかどうかは不問に付していた。しかし、実際の単身世帯の話し合いでは、参加者は「忙しい就労生活」をイメージしており、それが暗黙の制約となっていた。

また導入グループでの議論を基に、研究チームが最低生活費の定義を文章化した。しかし、追加的な説明なしに、参加者はMISを具体的にイメージしにくいようであった。たとえば、「最低限なら〇〇くらい必要」「最低なら〇〇くらいは持っていてよい」というように「最低限」とか「最低」をキーワードとして発言した参加者がいる一方、重要と考えられる「基礎的」という語をキーワードとした発言は相対的に少なかった。あるいは定義にある「将来的な見通し」という言葉をどうとらえるのかについても、仕事での昇進などの可能性などについて議論された。最低生活費での生活がどの程度続くものなのか、という質問も参加者からあった。

これらの課題解決のためには、研究チームが作成した定義中に使用される用語や就労生活の設定(特別なワード)について、もう少し参加者と議論し、詰めておく必要があると考えられる。もともと、このような定義の理解とそれにもとづいて議論することの難しさは、作業を進めるなかで徐々に解決されていった側面もあり、司会役となる研究者の熟練も重要と考えられる。

(2) 最低生活を規定する「住居」設定のあり方

ワンルームの賃貸マンションという単身世帯の最低生活における住居設定は導入グループの段階で合意されたが、MISとして妥当かについてはまだ議論の余地がある。最低生活に必要な財は、この設定により決まる部分が多い。風呂の横に洗い場があるのかどうか、フローリングを前提とするのか、収納スペースが上下二段に分かれているのかどうか等の住宅の細部設定も、ベッドを置くか、季節ものの収納箱が必要か等、種々の財の必要性に直結していた。このように、住居の選択は、最低生活費用全体にも大きな影響を与えていた。